



# 小松島市プレミアム付地域商品券

皆さまの暮らしの支援と地域経済の活性化を目的に、プレミアム付地域商品券(8千円分)を購入引換券と引き換えに4千円で販売しています。

**販売期間** 5月31日(金)まで(平日のみ)

**販売時間** 午前9時から午後4時まで

**販売場所** 小松島商工会議所(小松島町字新港36)

※地域商品券が使用可能な店舗については、市ホームページにてご確認ください。  
<https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/3756424.html>

## 商品券の使用期間にご注意!!

商品券の使用期間は**5月31日(金)**までです。  
使用期間にご注意ください。

忘れて  
いませんか?



問 市にぎわいづくり推進本部(横須町1番1号) ☎38・6522/FAX33・0938

✉nigiwai@city.komatsushima.i-tokushima.jp



## 小松島市住民税非課税世帯等 臨時特別給付金

## 小松島市物価高騰対応住民税均等割世帯 臨時特別給付金の申請はお済みですか?

電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を鑑み、住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給します。

### 支給対象世帯

#### 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

基準日(令和5年12月1日)時点で小松島市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除く。



#### 物価高騰対応住民税均等割世帯臨時特別給付金

基準日(令和5年12月1日)時点で小松島市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯(住民税均等割のみ課税世帯)

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯や住民税非課税世帯(7万円給付金の対象世帯)として給付金を受給した世帯は対象外です。

小松島市低所得の子育て世帯こども加算給付については6月14日(金)が提出期限となります。

**申請期限** 5月31日(金)まで

問 小松島市臨時特別給付金担当 ☎38・7710/FAX:32・3738

✉kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp(受付時間:午前8時30分から午後5時15分 平日のみ)

## 徳島ファミリー・サポート・センター依頼・提供会員出張説明登録会を実施

徳島ファミリー・サポート・センターでは、地域で子育ての支援をするために、依頼会員(育児の援助をうけたい人)と提供会員(育児の援助を行いたい人)が会員登録をし、育児の相互援助活動を行っています。

会員登録・年会費は無料です。登録を希望される方は、保護者の身分を証明できるもの(運転免許証等)をご持参ください。

(「病児・病後児サポート」についてもご相談いただけます。すでに会員登録されている方も、利用についてのご相談がありましたらぜひお越しください。)

※提供会員はどなたでもなれますが、24時間程度の講習会の受講が必要です。

■日時 5月28日(火) 午後1時30分から3時まで

■場所 保健センター(小松島町字新港9-10)  
2階 多目的室(入口付近)

### 申込・問

●徳島ファミリー・サポート・センター  
☎088・611・1551/FAX088・611・3323  
ホームページ <https://www.fami-sapo.jp>

●市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114/FAX32・3738

✉jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp



問  
= 問い合わせ先



2024年(令和6年)5月5日  
広報こまつま

小松島市役所 代表☎32・2111 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号  
電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0885」です。